



基安安発0219第2号
平成30年2月19日

(一社)日本農業機械化協会 会長 殿



厚生労働省労働基準局

安全衛生部安全課長

三脚脚立に係る後付け金具の販売について

標記につきましては、別添のとおりお伝えしておりましたが、今般、(一社)軽金属製品協会より、三脚脚立を製造している同協会の会員メーカーにおいて三脚脚立の脚の角度を一定に固定できる後付け金具の販売を開始したとの報告を受けました。

つきましては、三脚脚立使用時の災害防止の観点から、当該安全対策を講じた三脚脚立を使用するとともに、脚の角度を確実に固定して使用するよう改めてお願いします。

また、同協会の会員メーカー以外の製品で脚と水平面との角度を確実に保つための金具等が備わっていないものを使用している場合は、そのメーカーに後付け金具の装備について照会する等の対応をとるようお願いします(※軽金属製品協会のホームページには後付け金具の販売を開始した会員メーカー及び当該金具が紹介されており、随時更新予定です [http://www.apajapan.org/APA2/m-hashigo_02.html])。

【参考】労働安全衛生規則第528条

事業者は、脚立については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

- 1 (略)
- 2 (略)
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、かつ、折りたたみ式のものにあっては、脚と水平面との角度を確実に保つための金具等を備えること。
- 4 (略)

平成 30 年 2 月 19 日

労働安全ご担当者様



書類の送付について

平素は労働災害の防止にご協力賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、今回、「三脚脚立に係る後付け金具の販売について」という書面を同封させて頂きましたが、位置づけとしては、貴団体に送付させて頂きました、平成 29 年 6 月 15 日付け「三脚脚立に係る安全対策のお願いについて」の続報でございます。

前回同様、貴団体に所属されている会員様について、三脚脚立の保有又は使用的有無については、あらかじめ確認等させて頂いておりませんが、本件につきましては、幅広く周知させて頂くことを目的として、三脚脚立の保有又は使用の可能性のある、貴団体様あてに本件書面を送付させて頂いております。何卒、ご理解頂きますようお願い申し上げます。

(一社) 軽金属製品協会のはしご脚立部会の会員は

- ・アルインコ（株）
- ・長谷川工業（株）
- ・（株）ピカコーポレーション
- ・（株）ナカオ

の 4 社でございますが、（株）ナカオ以外の会員については、各社のホームページに後付け金具の製品情報が掲載されております（※参考資料のとおりです）。書面記載の（一社）軽金属製品協会のホームページからでも当該ページに移動できるよう当該ホームページをリニューアルして頂いておりますのでご参照頂くと共に、傘下の会員様に御案内頂ければ幸いでございます。

なお、（株）ナカオに関しては、平成 30 年度 4 月下旬をめどに後付け金具製品について対応していくとの連絡を受けています。

※隨時（一社）軽金属製品協会のホームページに掲載予定。

また、後付け金具については使用している三脚脚立本体の製造メーカーのものでなければ、当該メーカーが想定している十分な能力の保証ができない可能性もございますので、書面にも記載しておりますが、上述した 4 社以外の三脚脚立をご使用の場合は当該メーカーに照会するなどの対応をお願い致します。

【お問い合わせ先】

厚生労働省労働基準局安全衛生部

安全課建設安全対策室：上田

電話番号：03-5253-1111(内線：5489)

[9 時 30 分～18 時 15 分]

基安安発0615第2号
平成29年6月15日

一般社団法人日本農業機械化協会会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長



三脚脚立に係る安全対策のお願いについて

標記について、平成28年9月に岐阜労働局管内にて、造園業に従事する労働者が三脚脚立を使用中、バランスを崩して転落し、死亡に至る労働災害が発生しました。

所轄労働基準監督署において調査した結果、当該三脚脚立には労働安全衛生規則第528条第3号で規定している「脚と水平面との角度を確実に保つための金具等」（以下「規則適合金具」という。）が備えられておらず、代わりの金具等として鎖チェーンが備わっていたものの、脚が不意に閉じるのを防止できない機構となっていたことが判明しました。

厚生労働省においては、（一社）軽金属製品協会の協力を得て確認したところ、現在流通している三脚脚立のほぼ全てが鎖チェーン式のものであることが分かりました。このため、厚生労働省は同協会に対し、別添のとおり、脚の角度を一定に固定できる後付け金具の製造について要請したところ、同協会からは、平成30年1月以降、当該後付け金具を販売開始するとの連絡を受けています。

つきましては、当該製品の販売後には、同種災害防止の観点から、当該安全対策を講じた三脚脚立を使用するとともに、脚の角度を確実に固定して使用するようお願いします。

また、軽金属製品協会の所属メーカー以外の製品を使用している場合は、そのメーカーに照会する等の対応をとるようお願いします（※軽金属製品協会の所属メーカーについては同協会のホームページを参照[<http://www.apajapan.org/>]）。

【参考】労働安全衛生規則第528条

事業者は、脚立については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

1 (略)

2 (略)

- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、かつ、折りたたみ式のものに
あっては、脚と水平面との角度を確実に保つための金具等を備えること。
- 4 (略)

基安安発 0323 第1号
平成 29 年 3 月 23 日

一般社団法人軽金属製品協会 会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長

三脚脚立に係る安全対策のお願いについて（要請）

標記について、平成 28 年 9 月に岐阜労働局管内にて、造園業に従事する労働者が三脚脚立を使用中、バランスを崩して転落し、死亡に至る労働災害が発生しました（別紙参照）。

所轄労働基準監督署において調査した結果、当該三脚脚立には労働安全衛生規則第 528 条第 3 号で規定している「脚と水平面との角度を確実に保つための金具等」が備えられておらず、代わりの金具等として鎖チェーンが備わっていたものの、脚が不意に閉じるのを防止できない機構となっていたことが判明しました。

つきましては、同種災害防止の観点から、貴協会傘下の会員に対して、脚の角度を一定に固定できる後付け金具を追加で速やかに製造していただく等、改善に向けた対策をとるよう要請していただきたくお願い申し上げます。

【参考】労働安全衛生規則第 528 条

事業者は、脚立については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

- 1 (略)
- 2 (略)
- 3 脚と水平面との角度を 75 度以下とし、かつ、折りたたみ式のものにあっては、脚と水平面との角度を確実に保つための金具等を備えること。
- 4 (略)

災害発生状況

1 業 種 造園業

2 災害発生地 岐阜市内の小学校に面した道路

3 災害発生日 平成 28 年 9 月 21 日 (水)

4 被 災 者 60 代の男性現場作業員、経験 10~20 年

5 傷 病 名 脳挫傷

6 状 況 被災者らは、小学校の敷地境界にある樹木の枝打ち作業を行っていた。被災者が道路側に出て校門付近のフェンス外側の枝打ちを、他の労働者が高所作業車を使用して校庭側の枝打ちをそれぞれ行っていた。

被災者が、校門から敷地外に出ていた高さ約 3.4m の枝を、フェンス外側の道路上に置かれたアルミ製の三脚脚立に登つてのこぎりで切っていたところ、バランスを崩し、道路上に仰向けに転落したもの。